

◎議案第 3号 白老町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第2、議案第3号 白老町地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 議案第3号でございます。議3-1ページをお開きください。白老町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について。

白老町地域の元気臨時交付金基金条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年6月14日提出。白老町長。

議案説明でございます。議3-3ページをお開きください。

白老町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について。

平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づき、地方の資金調達に配慮し本対策の迅速かつ円滑な実施を目的として、地方の負担額に応じて国から「地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）」が交付されることから、その財源の一部を基金に積み立て、平成26年度に実施する事業の財源に充てるため、本条例を制定するものである。

以上でございます。

白老町地域の元気臨時交付金基金条例

（設置）

第1条 町が国から交付を受ける地域の元気臨時交付金（以下「交付金」という。）を活用し、公共投資を円滑に行い、町内における経済の活性化及び雇用の創出を図るため、白老町地域の元気臨時交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、交付金のうち一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（基金の処分）

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため必要な公共投資の財源に充てる場合に

限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑がございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 白老町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。